

29 コ行第 44 号
29 森政第 224 号
平成 29 年（2017 年）9 月 12 日

長野県監査委員 様

長野県知事 阿部 守一

地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の規定による監査及び同法第 199 条第 6 項
の規定による監査の請求について

このことについて、別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2
第 3 項及び第 199 条第 6 項の規定により、監査請求いたします。

総務部コンプライアンス・行政経営課
（課長）宮下 克彦
（担当）清沢 浩志
電 話：026 - 235 - 7029（内線：2555）
メール：comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp

林務部森林政策課
（課長）福田 雄一
（担当）中村 嘉光
電 話：026 - 235 - 7261（内線：3214）
メール：rinsei@pref.nagano.lg.jp

長野県職員の賠償責任に関する監査請求書

1 請求の趣旨

国の補助金返還命令に伴い、「補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に基づき、間接補助事業者に対する県の補助事業者としての指導監督に不備があったとして、合計 353,045,434 円の加算金が、平成 28 年 9 月 12 日に国からの補助金返還命令により課せられたところである。貴委員からの住民監査請求に係る本年 2 月 20 日の勧告を踏まえ、大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会（以下「法的課題検討委員会」という。）を設置し、8 月 23 日に報告書が提出された。この報告書を踏まえ、「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針」を定めたところであり、これに基づき本監査請求を行うものである。

上記補助金返還に伴う加算金については、その原因となる不適正な補助金交付決定と相当因果関係にあり、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の対象となる職員（以下「財務会計職員」という。）は、その交付決定に当たり、調査野帳に一見して明らかな不備があったことに加え、現場写真、測量データ等による竣工の確認ができない場合において、これらの書類のチェックを怠り、補助金交付決定を認めた案件や、係長自らが担当地区について、現地調査を実施している箇所については、不適正な検査結果であることを承知しながら、補助金交付決定を行っている案件について重大な過失があると考えられることから、同条第 3 項の規定により、その事実があるかどうかについての監査、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めるものである。

一方、造林事業担当者・調査員については、財務会計職員には該当しないものであるが、申請時に未完了のものが存在する可能性があることを認識しながら事務を進め、未施工の箇所について補助金交付決定を行わせたこと、また、事業が実施されると考えていたとしても、事後的に現地調査を行うなどの進捗管理を行わなかった案件については、当該職員に責を問うべき過失があったといわざるを得ないと考えられる。本来これらの職員については、求償制限の法理の適用等も含め、独自に損害賠償請求のあり方を検討すべきものであるが、地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員において賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めようとする財務会計職員との間で、検討すべき損害額を同じくする部分がある。以上のことから、これらの職員についてもその事実があるかどうか並びに賠償責任の有無及び賠償を求めべき額についての監査を地方自治法第 199 条第 6 項の規定により併せて求めるものである。

なお、決定に当たっては、次の点に留意していただくよう要請する。

- ① 県においては、国の加算金に関しては、二度とこうした事案を起こさないという強い決意で、「しごとと改革」を断行し、加算金相当額以上の人件費を平成 30 年度までに削減するべく取り組んでいること。
- ② 上記対応方針において示したとおり、事業主体等に対する請求については、求償関係をできる限り残さないよう対応する考えであること。
- ③ 法的課題検討委員会の報告書においては、「使用者は、その事業の性格、規模、施設の様態、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の様態、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の状況に照らし、損

害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべき」との最高裁判例の考え方を示し、使用者の被用者に対する求償制限の法理の適用が考えられる旨が示されており、今回の事案における状況を踏まえ、個々の職員の置かれた状況に照らし、信義則を踏まえた適切な金額を請求することが考えられるとされていること。

- ④ 対象となる職員は、今回の事案に関し、全員が停職又は減給などの懲戒処分を既に受けているものであること。
- ⑤ 非財務会計職員に対しても地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定を類推適用して、その職分及びその行為が損害の発生の原因となった程度に応じて、それぞれがどの程度の賠償の責めに任ずることが適切か判断いただくこと。

2 職員の所属・職・氏名及び検討すべき損害額 別紙のとおり（略）

3 添付書類

- (1) 大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会 報告書
- (2) 大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針